



島根県報

平成24年8月14日（火）

号外 第 119 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第481号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	八重垣神社竹矢線	松江市矢田町420番1地先から同町379番5地先まで	前	メートル 6.00～11.20	メートル 401.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	8.60～14.00	401.00	
"	米子伯太線	安来市吉佐町字細田平1197番5地先から同市伯太町安田山形358番1地先まで	前	10.00～20.00	288.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.00～28.00	288.00	
"	安来木次線	雲南市大東町上久野882番地先から同1688番7地先まで	前 A	5.00～20.00	200.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	12.00～61.00	162.00	
			後 B	12.00～61.00	162.00	
"	"	雲南市大東町上久野1654番3地先から同932番9地先まで	前 A	7.00～29.00	175.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	16.00～27.00	63.00	
			後 B	16.00～27.00	63.00	

島根県告示第482号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	八重垣神社竹矢線	松江市竹矢町517番地先から同町525番地先まで	メートル 174.00	平成24年 8月23日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市矢田町420番1地先から同町379番5地先まで	401.00	平成24年 8月14日		